

平成29年 第1回定例会
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成29年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成29年3月13日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員長	中 村 美 穂
委 員	安 部 都	委 員	安 藤 克 彦
委 員	金 子 恵	委 員	岩 永 政 則
委 員	山 口 憲一郎	委 員	堤 理 志

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議会事務局長	中山 庄 治	係 長	細 田 浩 子
--------	--------	-----	---------

説明のため出席した者

総務部長	荒 木 重 臣		
(総務課)			
課 長	山 本 昭 彦	課長補佐	中 村 元 則
課長補佐	小 川 貴 弘	主 事	市 川 雄 也

(こども政策課)

課 長	村 田 ゆかり
-----	---------

(介護保険課)

課 長	辻 田 正 行	課長補佐	田 中 廣 幸
係 長	木 澤 奈津代		

教育委員会次長	帯 田 由 寿	教育委員会理事	近 藤 徳 雄
---------	---------	---------	---------

(学校教育課)

係 長	木 須 美 樹
-----	---------

本日の委員会に付した案件

- 議案第 3号 長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10号 長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 18号 平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算

開 会 9時25分

散 会 13時59分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。

定刻少し前でありましてけれども、定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開催をいたします。

今日は、まずはじめに委員会審査の日程、これについて、お諮りをしたいと思います。皆さんのお手元に常任委員会審査日程計画表案ということで差し上げております。本会議の最終日のときに、若干請願の変更等がありましたけれども、さらに変更がっております。まず、今日13日の議案第5号、これについては介護職員関係の特別職の報酬の改正がっておりますので、産業厚生常任委員会の審査と重複するというので、今日の1番目に議案第5号の審査を行うというふうにしたいと思います。

この日程で、審査を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

次に、3月7日の本会議で請願1号、公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書、これを総務文教常任委員会に付託を受けましたけれども、この件を議題とし、審査の方法等について協議をしたいと思います。この請願は5つの団体、5人の代表者の方から出ております。これについては紹介議員が2名おられます。会議規則93条の規定により「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。」となっております。

紹介議員の説明を求めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本請願については、紹介議員の説明を求めることに決定をします。なお、2名の方がおられます。どちらが代表して説明をするか、これについては、それぞれ紹介議員に通知をした後、返事をいただきたいと思います。

次に、委員会条例26条の2第3項の規定によって参考人を招致し意見を聴取することができる。また、議会基本条例の第6条でもその旨を明記いたしております。この委員会条例の規定によって、参考人の出席を求めたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

なお参考人については、この後、議長あてに委員長から出席要請の文書を議長に出して、議長から提出をしていただくということになっております。5人の方すべてが来られるかどうかまだわかりませんが、そういう手を踏ませてもらいたいと思います。

次に、請願の審査の日程でありますけれども、先ほどの日程計画表に3月22日の9時半からこの請願の審査をしたいということでご了解いただいておりますけれども、こ

ここに書いてあるとおり3月22日、9時半から審査をするということを決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは3月22日、9時半からと決定をいたしました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(喜々津英世委員)

皆さんおはようございます。休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

これからいよいよ審査に入りますけれども、先ほど説明をしましたように、審査の日程の順序の変更がっております。本日はまず最初に議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について議案の説明を求めます。なお、説明及び答弁は座ったままで結構です。

山本課長。

○総務課長(山本昭彦君)

皆さんおはようございます。それでは、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。今回の改正は、介護保険、児童福祉及び英語教育の分野における必要な職の人材確保を図るとともに、これに関係いたします箇所の整理を行うための所要の改正を行うものでございます。介護保険に関するところですが、地域包括ケアシステムの構築に向けて専門的な知識を有する人材の配置が必要ということで、地域包括ケアコーディネーターを新たに加え、長与町地域包括支援センターに係る特別職など、介護保険課所管分を職の内容により整理するものでございます。改正点ですが、介護保険専門員の報酬額を月額16万5,000円に改め、このうち認定調査の業務に係る専門員を介護保険認定調査員Ⅰに名称を改め、従来の認定調査員を介護保険認定調査員Ⅱに名称を改めております。次に主任介護支援専門員につきましては、報酬額を勤務時間の変更により月額20万5,600円に改めております。次に、介護支援専門員の項目でございますが、地域包括支援センターに配置する保健師、社会福祉士などの有資格者を包括支援センター専門員と名称を改めて勤務形態に応じて報酬額を定めております。また、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業の業務に従事する職を地域包括ケアコーディネーターといたしまして、月額20万5,600円の報酬額を新たに追加するものでございます。

続きまして、児童福祉の分野でございますが、現在実施しております子供・子育て利用者支援事業の母子保健型に、地域の子育て支援事業の円滑な利用をコーディネートする基本型を追加しました子育て世代包括支援センター、これに配置をいたします保健師、助産師、社会福祉士などの専門知識を有する者を子育て相談専門員と統一して呼称することとし、その報酬額を改めるものでございます。英語教育の分野におきましては、語

学指導等を行う外国青年招致事業に基づく外国語指導助手を任用するにあたり、項目を新たに追加するものでございます。報酬の額は、本事業を主催する自治体国際化協会に定める任用規則に準拠しております。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりました。これから質疑を行います。何か質疑ありませんか。
金子委員。

○委員（金子恵委員）

外国語指導助手ということでお聞きをしますが、この月額というのは規則で定まっているということでお聞きはしました。これに関してはJETプログラムというのがあるかと思えます。財政的に厳しいところは、派遣会社をお願いをしている自治体もあるということですが、長与町の場合はどういうところから助手の方お願いしているのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

ご説明いたします。現状、長与町で1名の配置をしておりますのは、民間の人材派遣会社から1名を雇用しているところです。次年度、追加で2名お願いしているところなのですが、この2名についてをそのJETのプログラムで招へいするというような形にしております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今の確認なんですけど、今いらっしゃる1名のこの派遣会社からこられているという方はそのままいてもらうということで、プラス2名の追加ということでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

今おっしゃられたように、現在、そちらの1名の方は民間会社の人材派遣ということで委託ということになっておりますので、ここには額として出てまいらないのですけれども、それはそのまま継続したうえでJETをと考えております。理由といたしましては、人材派遣会社の方は4月の切りかえが可能です。それに対してJETプログラムというのは、一応、相手方があることですので、向こうの学期の終わりが7月、下期の始まりが、いわゆる日本でいう2学期の始まりの9月が、向こうで言う1学期というようなタイムラグが出てくるというようなことも勘案して、両方併用がよいのではないかとということで今考えているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

外国語指導助手というのは、教員の免許を持っていなくてもできるということで、その活用法については、さまざまあるというふうにインターネットで、ちょっとインターネットの情報なので不確かですけども、見たんですけども、本町での活用方法というのは、どういうふうなところでの仕事をしていただこうと考えてるのか、最後お聞きします。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

お答えします。今、1名しかおりませんので、要するに中学生がネイティブな言語としての英語を活用するという機会が大変薄いというような状況になっております。そのために3名配置いただくことで、ネイティブスピーカーとの普段のコミュニケーションの機会を少しでもふやすというのがまず大きな第1点目です。2点目といたしましては、その3人を小学校の外国語活動並びに新たな教科として外国語というのが、英語が入ってくるというようなところに構えて、ネイティブスピーカーをそのところでも活用するような段取りを今、検討しているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今まで指導助手、いわゆるALTという言葉をよく使ってたんですが、それを追加で2名というふうに今の質疑の中で理解するんですが、今までの形と変える、今おっしゃってたんですけども、JETの方を活用することによって学期の途中から指導する者が変わるというデメリットはあるわけですね。今の状態だと学期のはじめから変わるということで、今たぶんインタラックの方に委託をしていると思うんですけども、なぜJETの方を活用するのかというのが1点。たぶん交付税措置等があるのかなと思いますので、その点を2点目として、それと今の委託料と新しいJETの方を活用することによってより費用対効果がどういった形であるのか。その3点、お尋ねいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

まず第1点目ですけども、ALTとして活用してというような理解でよいかということで、ALTとして活用するというようにしております。JETの場合は通年で、夏季休業中であっても人材派遣会社から来る方はその期間は活用できないものを、JETを使ったプログラムだと夏季休業期間中もさまざまな用務をお願いすることができる

というようなメリットがあります。

それから2点目の地方交付税措置があることが理由になっているかというのは、当然それはございます。地方交付税の措置として1人当たり年間472万の実人数倍ということで、これは平成27年度ベースですので次年度の額がはっきりわかりませんが、それぐらいのものと赴任にかかわる、もしくは市町で対応していくための費用についても交付税で措置されるということになっております。委託料とALTの総額の比較については、ほぼ同じ程度というように考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

かなりの交付税措置がされるようですけども、この委託とまだ2つ、両方残すって言うことですよ。1本、いわゆる新しい方に全部3人とも統一しない理由というのは何かありますか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

JETプログラムの弱点で委託業者と大きな差があると私どもが認識しているのは、人材派遣会社のほうに委託すると、例えばその教員がとっても質がよくないであるとか、こちらが望むようなレベルにないというようなときには、委託会社に直接、話をすることで、年度途中であっても人を差し替えていただけるというような部分があります。ところがJETプログラムを活用した場合は、従前にもあったんですけども、課題がある教員についても1年間はこっちがお世話をしないといけないというような部分があって、やっぱりその部分を担保するというところも、運用上そういうことがないようになければならないのですけれども、そういうところの心配もあって、現状のようなご提案をしているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先ほどちょっといわゆる現ALTと新しいこの改正案で出てきた方の委託といいますか、かかる経費というのは、ほぼ同じ同額だという話があったんですよ。それは、交付税措置を入れた形でのこと。一財持ち出しに関してはどうですかね。持ち出しが同じという答弁だったんですか。ちょっとそこを確認をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

交付税を考慮しなくて、実際に支出する額がほぼ同じぐらいということです。ですか

ら、委託料で支払う場合には、すべて一財からの持ち出しとなりますが、JETを使った場合はそういう形にならないということです。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この件は最後にしたいと思うんですけども、委託インタラックにしている場合は、派遣元との契約で直接的な指示というんですかね、ができない。労働基準法かなにかであるわけですよ、今回の件は、直接、校長なり教育委員会からの指示が行くわけですかね。指導助手に対して、ちょっと私もそこ労基関係なので、現在はどういうふうに契約をしているか詳しく知らないんですけども、その点が1点。勤務時間と申しますか、この方がどういった形で、どこにどういうふうな形で勤務をするのか。夏季休業中も対象ということですので、そのときの扱いですよ。県費負担教職員の場合は、夏季休業中でも当然、給料が払われてますよね。休み期間中でも職務があるわけで、この方々が夏季休業中に果たしてどういったことするのか。教員に対する指導とかもあるでしょうけど、そんな日常茶飯事するものとも私も思いませんので、そういった夏季休業中、いわゆる勤務時間の扱い関係についてちょっとお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

任用については、自治体等が任用をするというような形になっていますので、ご指摘のとおり委託関係とは少し違って来るのかなということですけども、委託の場合も一応指導内容とか、そういうことについては十分連絡等指導も行っています。それから夏季休業中等の扱いですけども、実は、次年度予算でお諮りしているアドベンチャーキャンプという中学校1年生を日がな1日英語漬けにするというような授業を考えているところなんですけども、そういうところでの勤務であるとか、先ほどご指摘のあった教職員の指導であるとか、例えば、もうご承知のとおり直接に指導するだけではなくて、カリキュラムであるとか指導の方法についてのすり合わせをしたりする時間というものも当然必要になってくるでしょうからそのようなものを想定しているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、私もこの外国語指導助手の部分について簡潔に3点お伺いをしたいと思います。今もろもろのやりとりがありましたので大体わかるんですが、ALTさんを2人増員して3人体制にするということで、まず、これによって中学生の生徒さん方、各学校でも結構ですが、どういった拡充がなされるのかというのが1点。それから小学校の英語活動にも参加してもらおうということですが、これも現在も一定やられておりますけれど

も、そういった教育が拡充がなされるのか、ということをお聞きしたいのと、それから先ほどお話が出ましたイングリッシュアドベンチャーということで、今回出されているようですが、英語漬けと今お話がありました、もう少し詳しくどういった内容のことなのか、この点を3点お伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

では、今のご質問ですけれども、まず2人体制、2人増員して3名体制になることによつて、どんな拡充がということのご質問だったかと思うんですけれども、逆にまず現状をお話しさせていただきたいと思います。長崎県下21市町のALTの配置の比較をしていったときに、ALT1人あたりで何人の中学生を分担しているか。逆に言うと、中学生がどれだけ手厚くネイティブスピーカーと出会う機会があるかというふうにとらえていただければいいかと思うんですけれども、まず長与町が1名配置ですので1,277人の生徒に対して1人です。ですから1人あたりの人数は1,277ということになります。例えば大きな長崎市、ALTの配置37名ございます。ALT1人当たりが持っているのは275名です。全県下を平均しても、1人あたりのALTが持っている人数は、およそ300名程度です。ですから、長与町の現状といたしまして、中学生がネイティブスピーカーと出会う機会というのが、大変現状薄いと。実は県下で1番劣悪な状況です。ですから、先ほどいかに拡充するのか、どれほど効果が上がるのかということよりもまず先んじて、そういう環境を作らざるを得ないという現状にあるとご理解いただければと思います。ちなみに2名増員して、3名配置にしたときでも、ALT1人あたりが見る生徒の数は400名を超えます。ですから、本当に何と云うか、至急、子供たちにそういう機会をつくりたいということがまず先にあるということでご説明いたします。

次に、小学校の英語活動についてですが、今は長与町に在住の外国からいらっしゃった方もしくはもう日本国籍をとられた方をお願いをしているのですが、ここの部分については、ALTを3名に増員していただくことをもって、そっちの方は、ちょっと廃止というか雇用しないと。逆にそういうネイティブスピーカーの方を小学校の方にも巡回していただくとか、その時間をつくって、これまで同様の対応ができないかということを検討している状況です。

最後に、イングリッシュアドベンチャーキャンプ、イングリッシュアドベンチャーについてご説明をいたします。実はこれは平成28年度、イングリッシュキャンプということで、県の主催事業でフィールドをハウステンボスにして民間委託ということで実施をされた事業を長与町モデルとして組み直して実施をするというように考えております。具体的な内容といたしましては、フィールドをハウステンボスとかいうととってもお金がかかるので、せつかく町内に大学がございまして、フィールドをシーボルト大学で、

今、調整できないかと考えております。そこに留学生の方であるとか先ほどからご指摘のALTであるとかを少人数のグループにつけて、大学の施設であるとか、取り組みの紹介を1日かけて、英語漬けの中で体験するというようなものをイメージとして考えているところです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。介護関係はありませんか。

安部委員。

○3番（安部都議員）

それではお聞きいたします。地域包括ケアコーディネーターというところで、新たに追加を1名されるんですかね。ちょっとそのあたりを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

地域包括ケアコーディネーターについては、2名を配置する予定にしております。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○3番（安部都議員）

2名配置というところですけども、この方は新たに配置されることによって、認知症がどんどん今、若年化もしておりますし、増えておりますので、どのような費用対効果というか、メリットがあるのかというところを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先ほど2名配置と言いましたけれども、業務の内容につきまして、生活支援コーディネーターという部分と認知症地域支援推進員というような業務の分を2人体制で担うようになっております。メリットとしましては、今現在認知症の人や家族等の調整役というのがおりませんので、そういった方々の支援に回ることができます。また、生活支援コーディネーターについても、町がサービス提供というのが困難な場面もございますので、地域で住民主体で活動されている介護予防などを利用者等にPRしたりするような、住民とサービス提供者を繋ぐような役目を果たすようになりますので、今現在、町としてはそういった部分が内容的に薄い部分がございますので、2名体制にすることによって、その分がかなりフォローされるかと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今日資料をいただけてますよね、そこの横、色のやつをちょっと見ながら申し上げたいと思うんですけども、まず、上のところの介護専門介護保険専門員が、横を見ると同じ名称で報酬額がアップしている。今までは調査もこの報酬の中に含んでいたわけですけども、調査をする人はまた別に雇うみたいな形になってますよね。まず1つ目が、現在の介護保険専門員の人数が1つ、新しく介護保険専門員、それと介護保険認定調査員Ⅰの人数を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回、介護保険専門員ということで、従前は調査を担う調査員と調査内容を精査する2通りの業務がございました。今回、介護保険専門員というのは、介護調査の精査、内容の精査をする部分を2人体制で従前からやっておりますので、この分については調査員と区分したということで、今回、介護保険専門員については調査内容を精査するというで位置づけて、あと従前の介護保険専門員の中で常勤の調査員がおりましたので、その分については介護認定調査員Ⅰということで、調査をする分との区分をしております。人数的には、常勤の調査員については3人、現在も3人ということで、調査の件数が多くない限りは現状で行っていきたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今の件は理解しました。今度、その下になりますけれども主任介護支援専門員ですか。勤務時間の変更が増額の理由ということですので、まずその変更内容を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回の条例改正の要因となったものが、地域包括支援センターの位置づけということで国等の指導がっておりますので、その分をまず明確にしたいということで、今回、包括に係る分を整理しております。主任介護支援専門員、通常主任ケアと言いますが、この方々については、現在、週31時間勤務で行っております。また、その下の介護支援専門員、ケアマネジャーと一般的に言われておりますけれども、その方についても31時間、週31時間の勤務にしております。この関係で、条例等で地域包括支援センターの基準というのがございますので、基準にそぐわない部分が出ておりますので、常勤換算ということで、常勤に位置づけするために週37時間30分ということで、時間を延長したということで、今回、時給を変えずに時間分を上乗せしたということで単価を決めております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

最後ですけれども、従前のいわゆる助産師の部分については、子育て相談専門員という形で名称を変えられてますけれども、資格的には今までと同じ助産師の資格を持った方がここにあたる。今の方は当然持っていて、このまま名称移行すると思うんですけども、今後については助産師の資格が必要になってくるのか、ここの部分を確認したいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

従前、助産師ということで、同じ職務内容で利用者支援事業の母子保健型というところになっていただいている方が、そのまま子育て相談専門員というところに移行してきます。時間単価が上がっておりますけど、月額単価ですね、こちらも介護同様に勤務時間が今まで15時30分までだったところを17時30分までということで、時間が延びている関係で時間単価の方は変わっておりません。そして29年度からは、この母子保健型に加えまして、基本型というところで2本立ての事業になってくるんですけども、基本型の方は、社会福祉士、あるいは保育士というところなんですけども、なおかつ国が指定をしました子育て相談専門員の支援研修を受講した人が対象になってまいります。母子保健型のほうは、助産師、保健師、社会福祉士等の専門の知識を持った方ということになってまいります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安部委員。

○3番（安部都議員）

介護保険認定調査員のことで、ちょっとお聞きいたします。高齢者の方からよく介護調査員が自宅に来て、どうしても介護の調査員との相性が合わないというか、性格的な問題もあるんでしょうけども、その本人と介護調査員は、去年はこの人はすごくよかったのに、今年は他の人になったらすごい厳しくなったんだよというような声を聞いたりするんですけども、人によって少し相性が合う、合わないというのがいろいろあるみたいで、そして認定の度合いも人によって違うところをちょっと耳にしたんですけども、そのあたりの指導というのは、人によってちょっと違うというのはあんまりよくないので、指導というか、そのあたりはどういうふうに考えられてますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

認定調査員の指導についてですが、この件について、研修については、県が主催する

研修会に年2回、参加させております。また、その調査内容について、各個人でばらつきがないように、毎月、月初めに、意思の統一ということで、こういった事例については、こういうふうに対応しますという事例検討会もやっておりますし、先ほど言いました介護保険専門員が実際の調査内容の精査にあたりますので、その者が実際に現地も同行して指導というのもやっておりますので、できるだけ各個人で調査が均一になるように心がけて指導を行っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

外国語の指導助手に戻るようでございますけれども、ちょっと確認を2、3したいと思うのですが、この1年、2年、3年、4年で金額が変わっておりますね。約1年目から2年目に上がるのは2万円ぐらい。次が2万5,000円ぐらい。1年したあと、平均しますと30万ちょっとなのかなと思うんです。これを2人雇うということで、雇用するということであれば、それなりの金額になるわけですが、今までは委託料で1人で460万ぐらいの経費を組んでおられるわけですね。今年度の予算もそうなります。460万ぐらい。ところが予算を見ますと500万ちょっとなんです。この金額で2人雇用されるのかなと、何か捻出のお金の穴がどこかにあるのかなという感じもするんですけども、この金額の28万なら28万をここに掲載をされたその根拠も含めて、今、お尋ねをしたものについてご回答いただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

まず、金額の根拠でございますが、このJETプログラムと言われるのは、総務省、外務省、文部科学省が総体となってクレアという組織をつくっております、そのところで実施運営がされているところです。このJETプログラムの中で、全国一律として、赴任した初年度については28万円、それが継続された2年目については30万円とここにお示した金額が全国統一の月額として示されているところで、私どもの方として、この額を何らかの積み上げをして算定したということではございません。それから2点目のご質問の次年度予算について額が少ないのではないかと、何か捻出したのかというお話でしたが、実は先ほどもちょっとお話の中で触れましたが、次年度は、最初の赴任になりますので7月期からの赴任ということになりまして、12分の9というような形での予算ということでお願いしているために、通年で任用した場合と比べると額が減っているとご理解いただければと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

従来ですね、10数年前も、お1人英語指導助手を配置をしてきた経過がございます。そのときは報酬でなくして報償だったのかなと今思っておるんですが、だからこそ今回の報酬の欄をつくってされたと思うんですが、この報酬にせざる得なかったというのは、どういう理由だったんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

以前も報酬でお支払いをさせていただいてた経過がありまして、その分の報酬の単価ですね、これは予算上で決定するという形でお支払いをさせていただいてるみたいなんですけども、本来はこういう形で明確に謳うべきであろうということで、今回お願いをしてるところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

最後になりますけれども、であれば、この英語指導助手の委託料、13委託料で今年も従来どおり1人分あるわけですね、一方、今議論いただいたものについては報酬で2名ですね。なぜ2つに分けなくてはいけないのかなという疑問がまず出てくるわけですが、これは民間に委託をするというようなことで委託料で組んだという従来ですね。それは理解するんですが、今回、別の方から雇用するというのであれば、この際一緒に、だいたい英語指導助手を委託をするという13の委託料に果たして、この制度が合うのかなと僕は思うんですね。ある人を雇用して学校で指導をしていただくわけですね。だからそれを、ある会社に委託をしてお任せをしますよ。という感じになっていくわけですよ。委託というのは。そうでしょう。何でも委託をしてそこが勝手にすると。勝手にというか町の方針に基づいてしていくわけですけどね。そうじゃないと。英語指導助手の場合はですね。教育委員会の指示のもとにそういう契約をしておるんだということであれば、それでも構いませんけれども。ただ、こういう人の問題を、学校に配置をして、町が主体をもって配置をしていくわけです。これが果たして委託という節の項目に該当するのかなという疑問を従来私、持っていたんですが、であれば、1人の人も報酬として位置づけて会社にお金を払えばいいわけなんですね。そうすると一元的に職員の指導もできていくというようなことを思うんですが、そのあたりはどうでしょうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員ご指摘のJETの方で3人雇うべきではないかということでございますけども、今回はどうしても7月以降にJETの英語指導助手が参りますので、その間をクリアす

るために今までお願いをしております委託契約で派遣をお願いをしているわけでございます。議員おっしゃるようにその分についても報酬で個人契約という形ではないんですけども、こちらの方から指導ができるように契約すべきではないかということなんですけども、今の分ではインタラックの方とはそういう契約はできない状態になってるものですから、今回まではまず委託契約でさせていただいて、次年度になりまして、どちらの方が有利なのかということも今度の1年間で見きわめながら今後は進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

細かいことになってしまいますが、今の語学指導員の件なんですけど、ネイティブスピーカーが対応されるということだったんですが、現在までの長与在住とか日本国籍を除いて今回は対応されるということで、ネイティブスピーカーでもいろいろおりますので、やっぱりネイティブということは、イギリス系かアメリカ系の外国人の指導者を派遣をするということよろしいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

A L T の出身国籍はさまざまです。単純に英語圏といいましても、例えば、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドあたりまでは、一般的に日本から認識できる英語圏というような形になりますが、例えばそれ以外にもジャマイカであるとか、アイルランドであるとか、南アフリカ、例えば中国系で中国の国籍を持っていて通常は英語を話しているというような方もいらっしゃいます。近隣では、シンガポールなどは公用語として英語が使われているということもありますので、一概にクイーンズイングリッシュをしゃべれるイギリスであるとか、そういうところからだけの派遣ではないと。ただ人数的な比率としては、やっぱりアメリカからが多いように思いますが、現在インタラックで任用しているA L T も英語圏、アメリカから来ていますけれども、人種としてはチャイニーズです。だからそのようにそういう色というのはなかなかつかないものと認識しています。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今のご説明では、さまざまなアジア系もそれぞれいらっしゃるというところなんですけど、中学生ぐらいに最初1年生から指導をされる。またイングリッシュベンチャーでも小学生にまたされるのかもしれないんですが、最初にやっぱり語学指導するには、同じ外

国人の指導者でもかなりなまりが違うんですよね。もう東と西では全然違うし、日本でも九州と東北では全然違うように、外国人でもまったくなまりもひどいですし、発音自体も全然違うので、そのあたりは最初にきれいなネイティブのスピーカーの発音を聞かせるというのは、1番望ましいのかなと思いますので、そのあたりの指導をそのところの派遣会社を選択するうえでも少しは考慮していただきたいなと思いますが。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員がおっしゃるように英語圏の中でも、方言があつたりなかなかわかりにくい部分もあるということはお聞きしております。現状といたしましては、先ほど理事がご説明したような形なんですけども、私どもといたしましても国籍の要望といたしまして、アメリカ、イギリスの方を誘致したいということでお願いをしております。アメリカもできればウェザースフィールド町、それかコネチカット州の方を要望という形でお願いをしているところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○13番（堤理志議員）

子育て相談専門員のところでお伺いをしたいんですけども、資料を見ますと今まで母子保健型ということでやっていたのに加えて、基本型を追加ということなんですけれども、その中でちょっと私もよく理解ができない、わかりにくいのが、専門的知見に加えてそれプラス当事者目線、両方からやっていくことで、切れ目のない子育て支援につなげるということで、そのいわゆる今言いました当事者目線とは、具体的に本町ではどういうことになるのかということが1点と、それからやり方についても各自治体で状況に応じて、やり方をそれぞれでやってくださいということだと思っておりますが、本町ではそのあたりがどういう形での実施になるのか。他の例を見れば、一体的にやるところもあれば連携してやっているところもあるということなのですが、本町ではどういったことが考えられるのかお伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まずは当事者目線というところで、保護者の方の目線になります。保護者の方がいて何を悩んでいらっしゃるのか、何を必要としているのかというところをなかなか今相談を受けている中で、保護者の方が自分が何を悩んでいるのかというところを相談する方が、苦手な方が非常に増えております。そこを傾聴がすごく優れた方ですね、社会福祉士とか、保育士とか、日ごろ子供さんにかかわってらっしゃる職種の方々が、お母さん

の気持ち、お母さんの悩んでるところを聞きだすというところで、当事者目線に立ったところでの相談を受けて、なおかつその家庭が何を必要としているのかというところを聞き出したうえで、長与町でもいろんな子育て支援事業を行っているところなんですけども、町が実施しているものだけではなくて、例えばボランティアだったりとか、シルバーだったりとか、NPO法人だったりとか、長与町に住んでいらっしゃる方がどういった支援を受けられるのかというところを基本型の方は情報収集をしまして、その家庭に合わせた情報提供といいますか、コーディネートして差し上げるというのが基本型になってまいります。そこに保健師だったり、助産師であったり、もっと専門性の高い方が母子保健型という形で対応していただくような形になります。本町では、町が実施主体ということで、一体型で事業を進めるように計画をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で、10時40分まで休憩いたします。

（休憩 10時28分～10時38分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。

議案第3号の審査をする前に、先ほど総務部長の方から日程の変更をお願いしたいという申し出がっております。お手元の議案第11号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを、議案第10号の前に持ってきていただきたいという要望であります。そのように取り計らいたいと思いますので、よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、これから議案第3号、長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び

特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の説明を求めます。

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

議案第3号、長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。今回の改正は、マイナンバーや特定個人情報に関する管理運用について定める、いわゆる番号法の一部改正が平成29年5月30日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、平成29年7月から開始されます情報提供ネットワークシステムによる情報連携におきまして、地方公共団体、自治体が条例で独自に定めるマイナンバー利用事務、独自利用事務とっておりますが、この独自利用事務につきましても、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を可能とする規定であります番号法第19条第8号の規定が新たに追加されることから番号法を引用する条例に条ずれが生じ、その引用条名を修正するものでございます。第1条において、長与町個人情報保護条例の改正を。第2条において、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正を行うものでございます。

本条例の施行期日につきましては、法の施行日となります平成29年5月30日となります。ご審査の方よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。いいですか。法律改正に伴う条文の改正ということです。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子、また、再度の育児休業及び育児短時間勤務ができる特別の事情並びに部分休業の承認の範囲を改める他所の規定整備を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第2条の2を加えることで、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、これは児童を里親委託する制度でございますが、養育委託された児童を育児休業の対象となる子として規定するとともに、養育委託された児童を養育したことで取り消された育児休業等について、第4条第2号及び第11条第2号により、その養育委託が解除された場合には、取り消された育児休業または育児短時間勤務を再度取得できる規定を新たに追加するというものでございます。第19条は、部分休業から除外される範囲に関しまして、労働基準法第67条で規定される育児時間に新たに介護時間を追加し規定するものでございます。なお附則でございますが、施行日を平成29年4月1日としております。ご審査の方よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。この条文は、新たに加えたものあるいは改めるものそれぞれ混在をしておりますけれども、何かありませんか。なお、参考資料も参考にして質疑をお願いいたします。いいですか。質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

条例というのは、あらゆる場合のことを考えていろんな規定をしておくというのは大事なのかもしれないんですけど、これ実際あるのかなと思うところがちょっと感じたことで、どうなんでしょうか。すみません。質問になってませんが、そこどうなんでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

実際にはなかなか起こりうることはないと思っておりますけども、ないということもありませんので、この辺はしっかり条例の方で定めておいて、もしそういう事態になったときに対応できるような体制をとっていきたいと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。議案の説明を求めます。

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

それでは、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。この改正は、地方公務員法の改正において人事評価制度を任用、給与、分限とあらゆる人事管理の基礎として活用する義務が規定されたことに伴い、国家公務員と同様の人事運営を行うのに際し、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第4条第4項及び第5項において、55歳以下の職員に対する昇給につきましては4号給を標準とし、55歳を超える職員の昇給に関しましては、勤務成績が特に良好である場合に限り行うことを基本としております。評価結果に応じて昇給数を決定することを規定しております。なお、附則でございしますが、施行日を平成29年の4月1日からとしております。ご審査の方よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前、町職員の給与に関する条例の改正があつて、55歳ぐらいから一定、昇給については頭打ちといいますか、いわゆる頭打ち的な形になつてたと思うんですが、今回のこの改正によって、勤務成績が特に良好である場合は、新たに一定評価しますよということが主な中身なのか。ちょっとそのあたりをもう少しわかりやすくご説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

小川課長補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

お答えいたします。55歳を超える職員につきましては、国家公務員の運用に従いまして、昇給幅を4号から2号に一度落としている状況がございます。今回の改正にあたりましては、標準の成績の場合は、もう既に0号ということで、もう昇給をしないと。特に良好な場合にのみ昇給をさせるというところで、これも国家公務員の運用と同様の形で提案をさせていただいてるとそういうことになります。以上になります。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとお伺いしたいのが、特に良好という言葉が若干ひっかかるんですね。一生懸命職務に励んで、特にという判断がどういった方々がこれを判断するのか、一般的な良好だということでは、あてはまらないのかなと思うのですが、このあたりは、明確な基準というのは非常に難しいですよ。いろんな職種がある中で、だれが判断するのか。このあたり非常に難しいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

小川課長補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

お答えいたします。今回の特に良好とされる方は、現在行っております人事評価制度における5段階評価のうちの上位の2区分をその対象ということにしております。人事評価制度は、既にもう平成22年ぐらいから試行しまして、現在は地公法に基づきまして、一般職も含めて、その評価結果が平準化されているということを確認のうえ、昇給に反映させるというところで規定をさせていただいているということになりますので、その人事評価制度も行動記録ノートをつけたりそういったところで、透明性の高い形での運用ということで、1次評価者を一般職、部長職等であれば副町長なり教育長、課長職でありましたら部長職、教育長または副町長というところの合議制のうえある程度評価をさせていただいているというところですので、評価の制度自体がかなり透明性が高まっておりますので、その結果をもって処遇に反映させるといいますのは地公法の規定に基づくものでもございますし、今、適正な形で運営をしていかなければいけないと、そういうふうに思っております。以上になります。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

5段階評価があつて、そのうちの2区分、例えば学校の成績、通知表で言いますところの5とか4に該当する方々は、そういった反映ができるということなんです、例え

ば、これまた学校の例に例えて申しわけないのですが、学校の場合、絶対評価になります。だから、例えば10人いて、その中の何割がそれに該当するというような形で出されますが、本町の今回、この評価、5段階の評価というのはどういう評価になりますか。そのあたりで言えばどういう評価になるのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

小川課長補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

人事評価の評価の方法としましては、学校と同じですね、絶対評価ということでさせていただきます。絶対評価を行うにあたって、職務における標準的な業務は何かというところが規定されるべきものでございまして、現在、項目ごとにある程度決められております。例えば一般職員ですね、係長未満の方につきましては、定例業務を8割評価というところで、受け持った業務が大きなウェイトを占めるというような形をとらせていただいております。また、係長職においては、目標を掲げて、その目標を達成したかどうか、そういった面も考慮しながら職務に必要な一定基準を満たしていれば、評価は5だったり4だったりというところで評定がなされるものと理解をしております。以上となります。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

同じところで人事評価に基づいてされるということで、現状、私が言わんとしているのは、お手盛りになったらいけない。みんな評価が高いのにこんな条例だけ作って、全員がほぼ同じ状態で上がっていくっていうのはちょっと問題があると思うんですよね。数字は持つてるかどうかわかりませんが、現在のところ大体何割ぐらいの方がこれに毎年該当していくのかです。そこのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今のところA、B、Cの評価にあたる職員がどれくらいの割合でいるのかというのはデータをとっておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今後、この条例ができれば次年度から使われるでしょうから、そこでまた見ていきたいと思うんですけれども、その時は数字が多分出ると思うんです。該当した人が何人かというのはですね。もう1点は、これを毎年、毎年、人事評価を行うと思いますの

で、そのたびに55歳以上の方が、これにかかってくると、もし、5、4、3、2、1ではなくて、Aからという形だったので、このA、Bに該当される方は、毎年、この条例を準用されるのか、そこを確認したいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

小川課長補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

あくまで人事評価は単年度で見ていくことになりますので、例えば最初は人事異動等でなかなか業務が進まない。仮に悪い評価を受けたとしても、そこから頑張りまして結果が次年度よかったとしましたら、当然、昇給をさせていただくと、そういった運用で職員のスキルアップも兼ねまして、職員も受け入れやすい形で運用をしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私はこの長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

今、いろいろとご説明をお聞きしましたところ、いわゆる地方公務員制度の改正に伴う改正だということは、一定、理解はしますけれども、中身を見てみますと成果主義であるという点で、しかも、この手法によりますと、みんなが努力しても、その中でまたさらに限られた人だけが対象になる絶対評価であるという点でいえば、そのご本人さんの努力が報われない場合も考えられます。そして、1つは目標を掲げそれを達成できたかと言いますけれども、以前も職員さんが1番懸念されてたことが、この目標が高い目標を設定せずに、達成可能な低い目標を掲げて、それを達成したという形になると、本来の目標といいますか、本来やるべき目標がどうなのかという問題があります。また、以前、これは民間のコンピューターの会社が、この成果主義を取り入れたことによって成果が上がるどころか、逆にそこの社員さんの士気が低下して、この成果主義というのは非常に問題があるということが私は明らかになっているんじゃないかと思います。そういったさまざまな点を考えたときに、今、ご説明いただいた中身では、職員さんの士気の低下につながるということ。今まで長いこと役場の中で働いて、いろんなノウハウを蓄積したことが、それが次の世代に反映させていかなくていけない。こうした機能が低下するのではないかというふうなことを思います。そういったことを感じましたの

で、私は賛成することができません。以上、反対の討論といたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に賛成討論はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私は本議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。地公法の改正に伴う条例の整備ということで理解をすべきものでありまして、説明の中で、この中の主なものは給与の方を能力に応じて昇給を認めていこうとするもの。反対討論の中では士気の低下というのがありましたけれども、やはり私は一定モチベーションのアップにつながるのではないかなと思っています。質疑の中でもありましたけれども、この条文には、特に勤務成績が、特に良好であると。特にという言葉が入っているわけですね。ですので、ほぼすべての職員が同じような昇給をしている、そういった事態が起こってくると、これは公務員に対するお手盛りの条例改正になると思いますので、これから議会としても人事評価制度の中で、これを見きわめていくということですので、この人事評価制度についても、私ももう少し勉強をして、今後どのような形で推移していくのか、あるいは職員のモチベーションがどのようにアップしたのかということも今後、調査等をしてよりよい職場環境、あるいは頑張る職員に対しては、それなりの対価を支払うということ。こういったことも大切だと思いますので、本条例に賛成としたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案の採決は、会議規則第81条の規定に基づき、起立により行います。

原案に賛成の方はご起立ください。

（起立多数）

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で11時15分まで休憩をいたします。

（休憩 11時06分～11時15分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて委員会を開きます。

これから議案第11号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、これは追認の分ですけれども、この件を議題といたします。

議案の説明を求める前に、副町長からご挨拶があるそうであります。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

議案の審議に入る前に今回の議案第11号について、皆様方にお詫びをさせていただきたいと思っております。議会の議決が必要な和解に関する事、損害賠償の額を定めることにつきまして、事務手続上、遺漏がありましたことに対しまして深くお詫びを申し上げます。私どもの認識不足によりまして、本来、予算計上しております補償保険ですね、これによってすべて和解金といいますか、相手方に対して支払われていたために、議決を経ずに慣例的に事務処理を行っておりました。これは我々が認識不足といいますか、すべて保険の適用を受けて損害賠償等々をしておいたために、新たな予算計上というのがなかったということで我々の認識が間違っておりました。改めまして、担当しております総務のほうから内容につきまして、ご説明いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。本日はどうもありがとうございます。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは議案の説明を求めます。

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

それでは、議案第11号、和解及び損害賠償の額を定めることにつきましてご説明いたします。今回この議案につきましては、文書の廃棄等により概要が不明確なもの除いた平成24年度以降で議決が必要な事案21件判明いたしましたので、今回上程の方をさせていただいております。まず相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し、氏名をアルファベットで記載をいたしております。件数、事案の内容につきましては、別紙の方に21件掲載をしておりますので、こちらの方参照していただければと思います。また保険別に説明をいたしますと町が所有、使用、管理する施設の瑕疵、業務遂行に起因する偶然な事故等における損害に対応する損害賠償補償保険適用分が10件、町が管理、使用している公用車の対物賠償に係る自動車共済の適用分が10件、下水道賠償責任保険適用分が1件となっております。年度別にいきますと平成24年度が3件、平成25年度が4件、平成26年度が2件、平成27年度が5件、平成28年度、まだ年度途中でございますが7件となっております。これら損害賠償の方はすべて保険の方より支払いが行われております。今後はこのような不適切な事務処理が二度と起こらないような法令遵守を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

ご審査の方よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

本会議でも説明をいただきまして、理解はしているんですけども、24年からずっと表が上げられていますけども、補償は保険で解決をされたということで、この中に難しい事案とか、例えば、裁判にかかったとかそういう事案はなかったのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今回この別紙にあげております21件につきましては難しい案件がなくて、軽微な事故等で済んでおりましたので、今回このような形で議会の議決を経ることなく事務処理が行われたという点でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この96条の法律、96条の13号ですね。これが損害賠償を額を定める場合には、その議会の議決を経るとというのが根拠なんですよね。その中でこの法律上その義務を、例えば、96条13号に法律上その義務に属する損害賠償の額を定めると、法律上その義務に属するというのは、これは解説にあるんですけども、地方公共団体が国家賠償法の規定により賠償義務を負うような場合、あるいはその民法上の損害賠償責任を負うような場合を含むと。判決によって確定した場合の損害賠償の額については議決は不要であるというのが解釈であるわけです。したがって確認なんですけど、別表に示されたようなものが、議決は必要じゃないんじゃないかなと私もずっと思ってきたんですけど、確認をいたしますけども、要するに法律上その義務に属するという、今、先ほど言いました、この2点、これに該当をすると、属すると。民法上と国家賠償法に属すると。こういう解釈に立っての今日の提案になるのかなと思うのですが、確認をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

まず、議決を受けるべき案件とそうでない案件を総合賠償補償保険を例に整理したいと思います。議会の議決を受けるべき案件といたしまして、町が所有、使用、管理する施設の瑕疵や業務遂行に起因する偶然な事故等、地方公共団体の不法行為によって損害を生じた場合には、損害賠償金について当事者間の合意が行われ、これが和解ですね、額の決定が行われるものであり議会の議決が必要となります。逆に議会の議決を受けない案件といたしましては、本会議でも説明しました補償となります。これは町が主催、共催する行事や社会奉仕活動、ボランティア活動において、死亡、身体障害、入院通院を伴う障害をこうむった場合に、基準に基づいて補償費用として保険金が支払われます。町に法律上の賠償責任が生じるか否かに関係なく見舞金的な意味合いとして支給されま

す。これまでの和解及び損害賠償の議会への上程の要件につきましては、顧問弁護士等により協議が行われ賠償の金額等において町の意向が少なからず反映されるもの。また、保険対象外の賠償金や顧問弁護士費用など予算計上すべきもの。金額が高額であり社会的影響が大きなものなどを基準といたしてきました。ここに損害賠償の説明にあるんですけど、地方財務提要というところにも説明があるんですけども、地方公共団体が損害賠償の義務を負うことについて議会の議決にかからしめるのは、損害賠償額の決定が地方公共団体によって異例の支出義務を負うもの。また、責任の所在を明らかにして損害賠償額の適正を図る必要があるものとあります。今回一括上程いたしました案件につきましては、なぜ、今まで上程していなかったかという理由としてましては、先ほど副町長が冒頭お話ししました認識不足、解釈が不十分であったためとなります。賠償という意識が薄く保険という認識をしていました。所管課で事故等があった場合、総務課から町村会を經由して保険会社へ事故報告書を送付しますので、保険の手続という認識のもと請求をしておりました。今回、全国町村会の保険ですので町村会の方にも賠償の区分としてどうなのかということを確認しましたがけれども、やはり相手に損害を与えた時点で損害賠償ということになるということです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

一つは瑕疵があったと、自治体に瑕疵があったんだという根拠が一つですね。それでなくていいことは、例えば、本会議でもあったように、事故等によって、公園なら公園に瑕疵がなかったと、単純にけがをした。そういう場合も保険適用で保険金から支払いが可能なんですね。だからそれで対応されておるわけです。ところが瑕疵というのが、この一覧表を見て、例えば、職員がたまたま当たって相手に損害を与えたと。それが地方公共団体の瑕疵があったんだということに果たして当たるのかなという感じをもつわけです。ただ職員は職務のために必要だから車の運転をしていた。それで事故を起こしたと。そして相手に損害を与えたということだけで瑕疵があったんだということになるのかな、ならないのかなというそういうことを問われていくと、今度は個人責任はどうかと。道交法とかそういう面ではどうかということに議論が進んでいくだろうと思うんですけども、要は、先ほど言いますように、国家賠償法とかあるいは民法上の損害賠償の責任を負うというものについてのみ議会の議決を経ればよいという形になっているわけですね。だから、今、さっと読まれましたけども、ちょっとよく理解できなかったんですが、今回出しておられる10何件が国家賠償法なり民法上の損害に当たるのかということだけは確認をしたい。こういう形であたるんだという解釈があれば、それだけは町民の皆さま方に影響があるわけですので、明確にしていた方がいいのではないかと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

担当する職員の認識もそうなんですけれども、例えば、歩道の段差でつまずき転倒とか、町道の穴ぼことか側溝蓋がはね上がったとかというのが、本当に瑕疵で損害賠償かという、そこを認識が不足していた点があるんですけども、やはり町道の穴ぼこですね、町道を管理する町が責任持って整備するものですので、その穴については瑕疵があると。それから側溝蓋もそうなんですけれども、普通は車が乗らないという想定ではないかなと思うんですけども、そこに溝を設置している町の責任となるようです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

○委員（安藤克彦委員）

今回、出てきた分は、これはいうなれば言葉はよくないけど、仕方ないことかなと。この場で私たちもこれを最終的な判断で否決してどうこうなるものではないなというのが一つあります。でもしかし、ちょっと見てみると職員の公用車での事故の件数が全部で10件ですかね。これは、ここでは名前を伏せてあるのでわからないんですけども、1番心配というか気になるのは、同一職員が同じようなことを繰り返してないかなということなんですけれども、その点についての重複、同一職員での重複、そのあたりは答えられると思いますので、あるかないか。また、何件かと、重複があれば何件かと、そういうものをちょっとお答えください。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

今回、別紙に掲載をいたしております10件につきましては、重複したものはございません。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

わかりました。当然、保険会社がここで介しているのできちっとした事故の調査とかもされていると思うんですけども、まず人身がこれに絡まなかったのかというのが1件、それと警察への報告はすべて行われているという認識でいいのか。お尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

お答えいたします。警察への届け出につきましては、すべていたしております。それと人身が絡まなかったのかということに関しましては、ございません。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

物損事故なら行政処分は科せられないのが通例なんですけども、人身に係ると行政処分が課せられるというのが私たちの一般的な考えで、免許が結局どういう状態かもわからずに、次の公用車を運転する可能性もあるわけですよ。業務上しなきゃいけない状態にその職員がなっているかもしれないので、そこをきちっと確認すべきだと思います。今後のことですので、これ以上は言いません。今、申し上げたので、職員にやっぱり事故が多い。車を当然運転すれば事故を起こすリスクというのはあります。私も事故を起こしたことがあります。ですがそれが他の市町村とかと比べて、どの程度の割合で事故が起きるのか。運転頻度とかもありますし、職員数だけでは一概に言えないことがあると思うんですけど、やはりこれは26年度は1件もなかったんですけども、28年度においては3件もある。24年度においては、すべてが職員の事故だったということで、やはりそこはちょっと今後、気を引き締めて職員の指導にあたっていただきたいと思います。最初に副町長から謝罪と申しますか、お詫びがあったんですけども、この議案がなぜ出てきたかということにちょっと戻りたいと思うんですけども、直接的な原因は、雲仙市の件ではなかったかなと思うんですよ。

まず、そのところを確認したいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

調査をしたきっかけにつきましては、スパイラルスライダーの事故において、他にないかという精査を行っております。ただ、スパイラルスライダーについては、その他の分が補償という日額の補償になっておりまして、特にほかにはないだろうという認識を実は持っていました。他市町の状況を調べたんですけど、ほとんどが町村会に加入する町村、県内の町村を見たらほとんど上がってないんですよ。損害賠償の議案というのは、頻度的にもうちが突出して多いというわけではない。他と比較しても件数的には、他と余り変わらない状況と認識してきました。新たに認識を、これもかという認識を受けたのは確かに雲仙市となります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

スライダーの件で出てきたときに、これは委員会審議の中ですけども、9月の15日だったと、再度調べたら。委員会審議の中で、なぜあの議案が出てくるのかという質問をしたわけですよ。あの当時は担当課もスライダーの件がちょっと入っていたんですよ、考えの中に。ただ、スライダーの件は別個ということでいいんですけども、委員会審議の中で、私は議案にして、自治法96条の12項に基づいて議案にすべきではな

いのか。細かいこともすべきではないのかという質問をしました。担当課としては、これは建設関係の部だったと思うのですけれども、そのときに精査をさせていただきたい。当然、私が言うことに対して、当然、それに係るおそれがあると、その可能性があるからいったん精査をさせていただきたいという答弁でそのときは終わったんですよ。それが今申し上げた9月の15日です。これを見ても28年度の7番は、今年度の1月21日に起こった事故なんですよ。ということは精査をしてるにもかかわらず、もうこちらでは処理をされてしまってた。一旦ここで踏みとどめなかったんですか。いいですよ。28年の6番まではまだわかるんですよ。ただ、私が指摘をした後の事故に関しても従来どおりの処理をしてるんですよ。これはちょっと私の発言を軽視されてたんじゃないかと憤りを感じるわけですよ。前の分はしょうがない。でもこの28年度の7番目についてはきちっとした形で対応をすべきではなかったのか。私、ちょっと疑問なんですけども、そこについてお答えいただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

どなたでも結構ですよ。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

ご質問にお答えをいたします。28年度の7番目、1番下の分でございますが、事故発生年月は29年1月21日でございます。28年9月の委員会におきまして、他にそういう案件がないのかということのご質問をいただいて、委員ご指摘のとおり精査を行いまして、今後あれば上程をさせていただきますということをさせていただいたと思っておりますが、そのとき当然、精査をさせていただいております。そのときに案件としましてはスライダーで、9月のときに一般質問出ましたスライダーの事故の件、この件数をまず、地方税法96条1項12号及び13号にあたるかどうか、これについて精査を行いました。それとその後、公用車の事故、これについても精査を行っているところでございます。しかしながら今回の町道内の事故、側溝の側溝蓋がはね上がったたり、道路の瑕疵部分につきましては、精査の対象にしておりませんでした。それで今回、7件目の分については町道の事故でございまして、これについては、事故報告を保険会社のほうに出させていただいて、その後、修繕費用を直接、保険会社さんからお金を振り込んでいただいたということで、事故報告だけで終わっていたものですから今回、精査の対象にしてなかったというところでございます。大変申しわけございませんが、今回、もう一度、精査を行いましたところ、その町道内の事故についても当てはまると、96条の1項の分に当てはまるということでございましたので、今回、この分も含めて上程を差

し上げたというところでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですよね、それは。精査というのは、過去の事故に対する精査も当然そうでしょうけども、これから先に起こった事故に対しても、その扱いが正しいのかというのも精査をしなきゃいけないと思うんですよ。ここに当時の議事録があるんですけども、おっしゃっていた、いわゆる怪我をしました。保険から一律幾らで払われる分については上程する必要がなかったからスライダーの過去のたくさん事故も今回は出さなくていい。それはわかるんですよね。じゃなくて今回の、いわゆるこれって8万8,204円が出ているのは、これは違うわけですよね。車を、燃料タンクを破損させてしまったと。ここに書いているのはですね。だからそれに対するいくら、当然、事故の修理だけではなくてたぶん補償も入っていると思うんですよ。当然和解はそこでかかわるわけですよね。和解にかかわることは、それ以外の補償に関する和解もかかわるので、当然この対象になるという認識はできたと思うんですよ。それが指摘が今まででも何もなくて、今までどおりしてたらそれは私もここでは言わないんですけど、委員会の中でそういったのもきちっと考えなきゃいけないでしょって言ったのに、その後の事故に対してきちっと精査がされていないわけですよ。私はないと思ってます。この事故の件に関しての処理だけはおかしいなど。ここで上げられるのは私は納得いかないんですよ。これは私が認めないと言っても、当然支払われているもので、解決していることですから、もうどうこう、それ以上言いようがないんですけど。だからそのこの認識ですよ。先ほど職員の方も言われたんですけども、よそでたくさん上がってきてないからというのも、よそは条例を制定してるところあるわけですよね。専決で、できる一定金額までは条件はいろいろあるでしょうけども。一定金額までだったら議会の議決を経ないで専決をしていいという条例を議会が認めてるところもあるわけですよ。私はその条例を制定すべきだと。この間議会運営委員会でも、その前も申し上げてきました。だから職員の方々の労力をいっぱい持つていこうというわけではなくて、何とかそこは被害者の方への迅速な対応も必要だし補償も必要だから、私は専決をする議案を早く作るべきだと思うんですけども、これに関しては決まり事の中できちっと対応する。指摘を受けたらそれに対してきちっと対応していただかないと、そこが議会と執行部側の信頼関係ではないかと思うんですよ。もう1回、これは副町長か総務部長に答弁お願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

確かに委員さんが言われるとおおり9月の時点で、いろいろ過去の問題もあるんじゃない

いかとかいうことで、いろいろ我々も集まって協議をいたしました。これからは専決で上げて、議会で承認をもらおうと。そういう形しか今できませんので、そういう話もしております。1番最後に載ってる件ですけど、これが出て確定したのが2月始めぐらいですかね。これを確かに今回の議案のときに分けようという話もあったんですけど、これがもう実際支払っております、それもできないと。あと、そうこうしているうちに雲仙の問題が出てきて、我々もいろいろ話をしながらどういった形で議案を上げればいいのかとか、タイミングの問題とか、なかなか初めてごとの、この追認議案というのも、そういうのもなかなか頭になかったものですから、雲仙に聞いてみたり、町村会に聞いてみたりしながら、今回の状況になってしまいました。確かに本当に議員が言われたとおりこの1番最後の案件は、9月の時点でそういったことがわかっていたらきちんと上げるべきだったと思っております。申しわけございません。

○委員（安藤克彦委員）

最後にしたいと思います、今の件はもう了承したということにします。

もう1件ですね、さっき岩永委員の方からも役場に起因するものなのかということで、28年度の5番ですよ。ここの内容を詳しくもう少し。というのは、中尾城公園の桜の剪定中ということで、これは役場の職員が切っていたらこれにはかかると思うんですけども、業務を委託していれば委託先がすることだと思うんですよ。ちょっとその確認をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

今回の28年度の5番目でございます。事故発生が中尾城公園の法面でございます。法面に桜が咲いておりました剪定をしておりました。剪定をしていたのが、今現在、中尾城公園に管理公社の職員が常時おります。その職員でございますが、うちの方の指示で、町の方の指示で管理公社の職員に剪定をしてくださいということでお願いをしたところ、こういった事故になったというところでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

公社の職員ということで、公社は公社での保険とかではなく、保険ですのでどっちが払うも一財に直接負担はないんですけども、役場の保険というか、町が入っている保険ということになるんですか。今の件が1点と公社は直接、保険には入っていないのか。業務上ですよ、その確認をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

管理公社の分は、保険に入っていないということで聞いております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

もう1回確認の意味でお聞きしたいと思いますが、こうやった公用車が出たときのけがをさせたというところで、すべて保険会社の方で賠償金を賄ったというところでありますけれども、これに対する国家公務員法の職員に対する求償権というのが発効されると思いますが、行政庁が求償権をその当事者に、加害者に求償したことはありますか。

○委員長（喜々津英世委員）

質問の趣旨わかりましたか。どなたでもいいですよ。どうぞ。

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

今回の案件もそうですけども基本的には保険の中で支給させていただいてる損害賠償になりますので、求償権等の請求はしておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それでは求償権を請求されてないというところですけど、それはそれなりにいいと思うのですが、ケーブル線のボックスがE宅の外壁から外れてケーブル線が外れたところといったところで、例えば、業者のミス、賠償責任があるわけですけども、その件については賠償権を請求されたということありますか。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えをいたします。うちが請負工事をしたときには、当然うちの方は保険しません。今回は管理公社、うちの方が業務でしてくださいということで業務をしてもらっていますので、今回の中尾城公園の28年度の5番については、町の方の保険で出させていたというところがございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質疑もあるようですので、とりあえず午前中の審査はこれで終わりたいと思います。午後からは13時15分から審査を再開いたします。

休憩します。

（休憩 11時57分～13時11分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、休憩を閉じて委員会を開きます。

まだ若干質問が残っていたような感じがしましたので、途中で休憩を挟みましたけれ

どもこれから質疑を再開いたします。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

午前中のやりとりの中で、もしかしたらもう答弁が出てたものなのかもしれないのですが、若干、私の方の理解不足等もあるかもしれないので確認をお願いしたい点がございいます。

今後は議会の議決に付す形になろうかと思うんですが、そのやり方ですよ。先ほどから話があつてるように保険の掛金として掛けている関係で、賠償の確定とか支出というのはもう予算上には計上されないわけなんです、どういう段階でこの議会の方に議決を求めてくるのかですね。例えば、和解なり賠償が確定した段階なのか。それとももうその後に賠償金の支払いが行われた次の翌議会なのか。ちょっとその辺り先ほどからもう専決でというような話もありますけど、現状では今後どういうふうな形で考えてらっしゃるのか。お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

この和解及び損害賠償の額についての議案の上程のタイミングにつきましては和解と賠償額が決まって支払う前になりますので、そういう時期に上程をして議決をいただくようになります。議会の開会時期と合えば、議会に合わせて上程することになりますけども、もし、その間しばらく期間が開くような場合には臨時議会等を開いていただくという形になることも有り得ます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同僚議員も懸念されてたとおり、町の方に過失があつた場合に相手方に遅滞なくそういった解決金と言いますか、賠償をするのに議会があるからちょっと待ってねというような形になりますと非常に迷惑をかけますので、どういう方法が良いのか。私もちょっと今分かりませんが、そういった遅滞がないようにする必要があるのではないかというのが一つ。もう1点、こういう形で毎回軽微な、軽微と言って良いのか分かりませんが、ちょっとした形での、注意をしながらでもどうしてもこういったことは今後も出てくる可能性があると思うんですよ。そういった度に議会にかけられるという形になって、私が若干心配するのが、これによって毎回そういうふうになるということになると、職員が職務を行うに当たって萎縮をしやすいか。もう私、車の運転は遠慮させてほしいというような形で、そういったことが出てくる可能性をどうするのかという。多分、恐らく行政側もその辺り気になるのではないかなと思うのでその考え方と。もう1点は

もうそうなるんだったら個人で自腹を切るよというような形になりますと、またこれも良くないんじゃないかなと。国家賠償法を見ても、重大な過失がある場合はその自治体なり国なりが当該の公務員に求償権を求めることができる。この規定を重大な過失というのが非常にあいまいな規定なので、これ、保険金なのでそうはならないかもしれませんが、保険で出ているのでそうはならないと思いますけども、そういった心配がないかどうか。この点お伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

職員は当然、業務ですので公用車の運転という業務は伴います。長与町役場職員交通事故等に関する処分要綱におきましては事故による損害等の負担、第9条のところで「長与町役場の所有する車両によって業務遂行中に生じた事故については、運転者の故意又は重大な過失等に基づく場合を除いて、原則として役場がその損害を負担する。」としております。ですから、基本的にも重大な過失等なければ保険の方で対応したいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

上程は臨時議会も有り得るということで今おっしゃってましたけれども、先ほど堤委員もおっしゃったように、軽微というふうに考えてはいけないのかもしれないんですけど、この金額を見たら1万2,705円とか1番近いところで4万1,040円、10万以下の分もあるわけですね。こういう場合、臨時議会を開くというのなかなかこれまた大変なことで、となると専決処分の条例か何かがあると思うんですけど、その中でいくらまでは専決処分でできるというふうな条項を設けるなり、そういうふうにされた方が費用対効果としては良いんじゃないかと思うんですけど、そういう点は話し合いをされたことあるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

これからいろいろ議会の皆様をお願いをすることになると思いますけど、自治法の180条の方、議会が指定する専決処分、軽微な事故の指定をその中でこういった事故の関係とか、あとはまだ他にいろいろお願いすることもございますので、ただこの中で、どこまでを金額を謳わないといけないか、あるいはいろんな所、よその市町村見れば保険で賄われる額までとか、いろんなやり方があると思いますので、今後いろいろ相談させていただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

では、質問がありますので、委員長交代します。

○委員（中村美穂委員）

質問はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

事故の中身についてお尋ねをしますけれども、この中で、例えば27年度の5番、それから28年度の2番、それから7番、設置している側溝の蓋、溝蓋ですか、これが跳ね上がったって事故になったということでもありますけれども、この後の対応。それを簡単にはね上がるようなままにしているのか、対応を施したのか。まずそこをお尋ねします。

○委員（中村美穂委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えをいたします。27年の5番、28年の7番、側溝等の跳ね上がりということですが、この事故部分については当然ボルトで、ちょうどグレーチングでございましたので、鉄板ですのでビス止めをさせていただいております。それとそこだけではなくてその沿線、その路線については車を乗り上げてみて大丈夫かどうか確認をして、問題がある所については同様の処置をしているところでございます。以上です。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

当事者の方と役場側でこういう事故があったと。こういう状況になったということについて確認をお互いにしていると思うんですが、例えば、事故が起こってすぐ現場に駆けつけて確認をしたのか、あるいは後日こういうことがあったよということがあったのか、そこら辺についてはこの3件はどういう状況なのかお尋ねします。

○委員（中村美穂委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。ご連絡をいただいてからすぐ担当者を臨場させていただいております。当然、すぐにビス止め等はできませんので、その分についてはセーフティコーン等々で、またすぐ事故が無いように対応をしているところでございます。以上です。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

26年度の1番それから27年度の2番。例えば、この車の走行中に法面から石が落ちてきて当たった。それから27年度の2番は長与町所有の法面からの落石に乗り上げ事故、例えば、走行中に落石があつてそれに乗り上げたのか。落石があつていたのにそれに乗り上げたのかというのが、それで全然違うわけですね。私が心配なのは、何かあつたら町道での事故やっけんが、法面からいったとやけん役場に言えば良いさと安易になっている部分が無いのかなと。ちょっと心配になっているというのが、私が前、現役の頃こういう事故を調査したところ、県内で何箇所でも同じ人が同じようなことで保険金の請求をしている。そういう事例があつたわけですね。私、心配なのはこういう事故が本当に確認ができたのかどうか。町の責任としてそれを認める合理的な理由があつたのか。それが心配であるわけですが、そこら辺については、特に小石の問題、落石に乗り上げた問題、ちょっとそこら辺がひっかかるものでお尋ねをしたいと思います。

○委員（中村美穂委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。小石につきましては26年度の1番目は走行中に小石が落ちてきたというのが、26年度の1番目でございます。27年度の2番目につきましては夜中、落石、道路に落ちて朝早く5時前後だったと思いますが、まだ暗い中ライトをつけて走っていたところ乗り上げたということでございます。当然、この分については過失相殺を、現地をすぐ確認をしてそれで保険会社とも話をしまして、被害者と言いますか、運転手の方にお話を聞き問題がないか。運転手、うちということで、その辺は過失割合を保険会社とも話をしながら今回は元々、前の日までは落石が無かつたと。次の日、朝から行ったらこんな所に石がというところで、これはちょっと事故に遭わない、必ず事故に遭うよねというところで、今回は100%でうちの方の瑕疵というところでしていただいているところでございます。ですから事故が起きましたら事故原因等を把握し、本人とも話を聞きながら、それについては過失割合等々保険会社と話をしながら今回決めているところでございます。以上です。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

冒頭の質疑の中で同じ職員がいないのかという質問が同僚議員からありました。それは無いということでありました。逆に、相手方が同じ人がいないのか。これを分かれば。分からないなら分からないで結構です。

○委員（中村美穂委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。今回の町道内の事故につきましては被害者の方、車の運転手、所

有の方に同じ方はいらっしゃいませんということでございます。以上です。

○委員（中村美穂委員）

委員長を交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほど重大な過失が無い場合は保険で賄われるということをおっしゃったんですが、本町におきまして重大な過失というのは数週間前だったかな、他県でお酒を飲んで、そして町長の車を運転して事故を起こしたというようなケースがありましたけれども、そういうところで想定される範囲内というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

重大な過失というのはどのようなことを想定されておるのかということの質疑です。

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

処分要綱にもありますけれども無免許運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、ひき逃げ、当て逃げ等を想定してます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。それで、例えばその職員の隠した持病があったとか、それで事故を起こしたとか、そういうところで職員の健康管理というのはどのようにされてるのか。

関連なんですけど、運転者の選定というかな。

○委員長（喜々津英世委員）

趣旨、分かりますか。

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

毎年1回、法定健診を行っております。その中で公用車の運転等不適という判断を受けた職員はいません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

午前中の安藤議員の質問に対しまして訂正と報告を行いたいと思います。28年度の1番ですね。その件におきまして人身扱いということを申し上げましたが、保険会社の示談書上では物損扱いという形を取っております。それと行政上の処分を本人が受けた

のかどうかという質問でしたが、本人に聞き取りをしましたところ受けていないという回答でございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員、良いですね。

行政処分があったのかどうか調べたという質疑でありましたけれども、無かったということの答弁であります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、質疑をこれで終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

賛成、反対、いずれでも結構です、ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号、和解及び損害賠償の額を定めることについての採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で13時40分まで休憩します。

（休憩 13時31分～13時36分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。

これから議案第10号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の説明を求めます。

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

地域安全課です。議案第10号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。消防団員の報酬及び費用弁償につきましては平成20年4月1日以降改正をしておりません。今回、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律で要請を受けております消防団員の処遇の改善を図るため、年間報酬額を改定するものでございます。改正点といたしまして、団長報酬を10万円から11万5,000円に、副団長報酬を8万円から9万5,000円に、分団長報酬を5万1,000円から6万5,000円に、副分団長報酬を4万6,0

00円から4万8,000円に、部長報酬を3万8,000円から3万9,000円に、班長報酬を3万7,500円から3万8,000円に、団員報酬を3万6,500円から3万7,000円にそれぞれ増額するものでございます。附則につきましては、条例の施行日を平成29年4月1日と定めているものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

消防団員の処遇の改善ということは分かるんですけども、こういう市町村でそれぞれ消防団員の報酬というのは決めているということなんですけども、今回の改正に当たっては他の所が上げるからということではないかもしれませんが、何か基準にされたのがあるのか。それともう1点は出動手当というのが、そのあとにここには書いてませんが、改正にならないから書いてないのかもしれないんですけど。4時間未満が2,500円、4時間以上が4,500円、この出動手当については今回は改正されないのでしょうか。改正されないんだと思うんですけども、これに対しての改正は、なぜされないのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

まず1点目の県内の情勢ということで比較をさせていただきますと、現在、県下13市8町でございますけども、その内それぞれの平均と言いますか、平均価でいきますと長与町は改定前では団長で約10番目、それから副団長で8番目、本部分団長で9番目、要はその県の平均の大体真ん中辺にございますけども、ただ、この団長報酬につきましては県内それぞれちょっとばらつきがありまして、1番多い所で25万5,000円というのがございます。少ない所に行きますと7万7,000円があります。全体的には県内では低い方でございます、どうしても今回の先ほど申しましたように消防団を中核とした地域防災力の充実強化による法律ということで要請を受けておりますので、今回、改定をお願いできればと思っております。それと活動費につきましては、これはもうご存じかと思いますが、要するに火災とか災害とか、そういう活動をした時に出るものでございますけども今回はまだそこまでの、県内でもかなりそれについては費用弁償的には良い方ではないかと考えておりますので、今回は改定は考えておりません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。この報酬額の改正に当たっては団長で1万5,000円ということで、1番下の団員の方になると年額500円という。何か上がったのか、上がらないのか分からないような感じ。それは段階で報酬額が違うから仕方がないのかなと思うんですけども、現在は真ん中辺、県下の中ではと言うことでありますけれども、これは改正した場合には県下ではどれくらいの位置につけるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

改定後の数字になりますとこれでもまだちょっと低い方でございまして、改定後で団長が9番目ぐらいそして副団長がこれは変わりません、8番目ですね。本部の分団長が1つ上がりまして8番目、副分団長が4番目ですかね。実は、先程平成20年4月1日以降改正をしてないということでご報告しましたけども、平成18年4月1日も1回改正をしておりますので、その時には団員、班長、部長、副分団長にはかなり増額をさせていただいておりますので、今回は逆に団長、副団長、分団長の方に増額というような形で考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

今回の改定については大いに賛成なんですけども、結構、本部の団長、副団長の出動が、出動といういろいろな形で出る機会が多いわけですよ。そうした場合にこれが多いという人もいるのかもしれないけど、私たちずっと長年見てて、私は極端に言うと、もうちょっと上げても良いんじゃないかなという思いがしているわけでございんですけど、今回はもうこれであれですけども、今後、そういった検討も兼ねてどうなのか。一つご意見をいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

私も前消防の担当してまして、今回、団長、副団長、消防団員の報酬、そういったものの他の市町を見た時にかなり上がっているんですね。いつの間にか。よくよく考えれば消防というのは大体ボランティアで始まったみたいですので、昔からかなり抑えていたと思います。個人的な意見ですけど、例えば選管の委員、農業委員、教育委員ありますけど団の三役に対しては、私はそれくらいあっても良いのではないかなとは思っております。でも今回は簡単に上げるわけいきませんので、これくらいでちょっとお願いし

て、また、これは検討させていただければと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

賛成、反対、いずれでも結構です。ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決をします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で13時50分まで休憩します。

（休憩 13時45分～13時50分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。

これから、議案第18号、平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

それでは、議案第18号、平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算の説明書の6ページ、7ページをお開き願います。歳入でございますが、1款1項1目駐車場使用料につきましては長与嬉里駐車場分が月額8,640円、吉無田駐車場が月額5,400円を基準として算出をいたしております。長与嬉里駐車場につきましては月平均27台で、前年度より1台増を見込んでおります。吉無田駐車場につきましては昨年同様月平均32台を見込んでおります。それから長与嬉里駐車場の一般駐車場の分でございますが、前年度同様月平均18万円を見込んでおります。また、滞納繰越分として1,000円を計上いたしております。定期分、一般分、滞納繰越分を合わせ

て703万3,000円で、前年度より10万4,000円約1.5%の増収を見込んでおります。次に、2款1項1目繰越金それから3款1項1目町預金利子、3款2項1目雑入につきましては存目として計上いたしております。

続きまして10ページ、11ページをお開きください。歳出でございますけれども、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、前年度より10万4,000円約1.5%の増額としております。1節の報償費は徴収嘱託員報酬1万円、9節の旅費は5,000円に、11節需要費は3万1,000円増額して71万8,000円に、12節役務費は6,000円減額して11万5,000円に、13節委託料は7万7,000円増額して508万3,000円にしております。14節使用料及び賃借料は前年度と同額でございます。15節工事請負費は2,000円増額で36万7,000円を計上させていただいております。1款2項1目一般会計繰出金は存目で計上しております。2款1項1目で予備費は30万円を計上いたしております。簡単ではございますが、以上でございます。

なお、主要な施策に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をいただきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

まず、6ページ、7ページ、歳入の部からいきます。ここではありませんか。

金子委員

○委員長（金子恵委員）

この嘱託員の報酬ということで1万円計上されているんですけども、この1万円というのは徴収すべきものがあるということなのか。それを予定してということなのか。お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

この1万円につきましては、徴収すべき案件があるということで、計上させていただいてるものでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

28年度の決算か何かに出てくるのかなと思うんですけども、滞納者がいるということになるのかなと。以前、滞納者をできるだけなくすようにということで、口座振替ということで何年か前にしたと思うんですけども、口座振替になっている割合という

のはどのくらいになってるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

今現在、口座振替率は58.3%でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっとどこだったか今、度忘れしたんですけど、公共の駐車場を貸す場合、借りる場合というのは、この口座振替というのをある程度義務的なものにするという所も有るようなんですけれども、そういうお考えは無いのでしょうか。契約時ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

契約時につきましては、口座振替を強制するという事は考えておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

15の工事請負費で、もうあらかじめこの施設整備工事ということで上がっておりますが、29年度はどういったものが予定されているのか。お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

特にこれといった決まったものはございませんが、突発的なものに対応するための予算でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

計画したものは無いが、突発的なものの対処するため計上しているということ。

いいですか。他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

反対、賛成いずれでも結構です。ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号、平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会はこれにて散会します。お疲れさまでした。

(散会 13時59分)